

藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業に統合することに伴う関係条例の  
整備に関する条例

(藤枝市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市水道事業給水条例（平成10年藤枝市条例第 7 号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(藤枝市簡易水道条例廃止に伴う経過措置)

4 廃止前の藤枝市簡易水道条例第 2 条の給水区域における令和 2 年 3 月 3 1 日  
以前最後の検針日の翌日から令和 2 年 4 月 1 日以後最初の検針日までの期間に  
係る料金は、その算定の基礎となる使用水量を各日均等に使用したものとみな  
して、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、当該  
各号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨  
てるものとする。

(1) 当該使用期間に係る使用水量について、廃止前の藤枝市簡易水道条例第 9  
条又は第 1 1 条の規定により算定した額に、当該使用期間に対する令和 2 年  
3 月 3 1 日以前の日数の割合を乗じて得た額

(2) 当該使用期間に係る使用水量について、第 2 2 条又は第 2 6 条の規定によ  
り算定した額に、当該使用期間に対する令和 2 年 4 月 1 日以降の日数の割合  
を乗じて得た額

(藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成  
24年藤枝市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「簡易水道以外の」を削り、同条第 2 項を削る。

(藤枝市簡易水道事業特別会計条例の廃止)

第 3 条 藤枝市簡易水道事業特別会計条例（昭和39年藤枝市条例第 4 号）は、廃止  
する。

(藤枝市簡易水道事業会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第 4 条 藤枝市簡易水道事業会計基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和47年  
藤枝市条例第10号)は、廃止する。

(藤枝市簡易水道条例の廃止)

第 5 条 藤枝市簡易水道条例（平成10年藤枝市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。